

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋5階の燃料プール内のシート養生作業において、養生シートの糸屑（約3～7cmのもの16本）が水面に落下したため、当該糸屑を回収	D	
2	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室の局所空調機駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に筋状の傷（2本）が認められたため、当該部を修理	D	
3	3号機	計装用空気系除湿装置出口弁のフランジ接続部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ(B)及び主排気筒ドレンサンプポンプの運転状態（起動・停止）記録計に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	3号機	1～4号機共用所内ボイラの起動用変圧器（A）防災装置の定例試験において、水噴霧口に詰まり（1箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）用潤滑油ポンプ出口圧力調整弁の上部排油口より油のリーク（30～40秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	残留熱除去海水系ポンプ（予備機）の点検において、中間カップリング保護管カバーの樹脂塗膜部に一部剥離が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	プロセス計算機の警報印字用プリンタに中性子計測系局所出力領域モニター（36-13B）の指示値不良を示すメッセージが印字されたため、当該モニター用検出器を点検・修理	D	
9	5号機	原子炉建屋3階に設置している可搬型水質分析装置の転倒防止措置（紐による固定）に対する改善の必要性について、検査官気付き事項とされたため、対応検討	C	
10	5号機	タービン建屋1階給水加熱器室内の主タービン下部の床面に油溜り（約90cc）が認められたため、原因調査及び当該床面を清掃	D	
11	5号機	所内ボイラ（A）の主バーナーより重油及び蒸気の微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	廃棄物処理建屋に設置されている照明用分電盤の「予備」扱いとなっているしゃ断器が「入」状態になっているため、原因調査	D	
13	集中環境施設	濃縮廃液ペレット等固化設備の貯槽（D）のペレット及び滞留水のサンプリング残水保管用トレー内が汚れているため、当該トレーを清掃	対象外	
14	集中環境施設	富岡消防署による立入検査において、プロセス主建屋地下1階階段室の防火戸について、「一部不適切な箇所がみられる」との指摘を受けたため、対応検討	B	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）の雑固体供給重量を示す自動投入装置制御盤の重量指示計と管理制御盤の重量計（パソコン）の指示値に差異が認められたため、当該重量計を点検・調整	D	
16	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）の雑固体供給機用押込装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	その他	双葉消防本部による立入検査において、No. 2危険物倉庫内ピット用排気管の吸込み口の取付け位置について、「排気管の吸込み口の位置を修正すること」との口頭指導を受けたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで